

滋賀で働く！

保育士さんの復職を応援します！



就職
準備金

40万円 & 保育料半額

保育士として就労・復職を予定されている方に、**就職準備金**と**保育料の一部**をお貸しします。
対象施設に2年間継続して従事することで、**全額返還免除**となります。

就職準備金貸付

就職準備金 最大40万円

※上限額は貸付年度により異なります
※資金用途に所定の制限があります

【貸付対象者】

- ✓ 滋賀県内の保育所等へ新たに勤務or再就職する方
- ✓ 滋賀県保育士修学資金を貸付中でない方
- ✓ 保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けていない方

保育料の一部貸付

保育料半額 最大27,000円

※上記は月額上限、最長12カ月貸付

【貸付対象者】

- ✓ 未就学児をもち、保育所等を利用している方
- ✓ 滋賀県内の保育所等へ新たに勤務or再就職する方
- ✓ 産後休暇or育児休業から復職される方(6週間以上取得)

> 2年間継続して従事すると上記の貸付金がどちらも **全額返還免除** となります

申込方法

所定の申請書等により、下記問い合わせ先までお申し込みください。
審査のうえ、貸付可否を決定するものとします。

<https://fukushi.shiga.jp/ouen>

※申請書は上記URLあるいは右記QRコード先のWEBページより
ダウンロードしてください。



申込期間

申請の受付期間は就職日、産育休からの復職日により異なります。
詳しくは上記URL先に掲載されている募集要項を確認してください。

各貸付金の詳細は、裏面をご確認ください



お問い合わせ先
(申請先)

滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 滋賀県立長寿社会福祉センター内

修学・
生活資金課

TEL.077-567-3958
FAX.077-566-3611

1. 就職準備金の貸付上限

400,000円以内

- おひとり1回限り
 - 使途の明示(レシートまたは領収書の提出)が必要
 - 購入期間は就職月の前後1カ月間のみ有効です。
 - 購入できるもの及び資金使途に上限額がございます
- ※令和6年度より様式が変更となっています

2. 保育料(半額分)の貸付期間

保育所などへの 勤務開始から1年間

- 未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務を開始した日から1年間を限度とします

3. 貸付利子

無利子でお貸しします

- 返還期限が過ぎた場合は3%の延滞利子が加算されます

4. 連帯保証人

連帯保証人は1名

- 貸付にあたり、連帯保証人が1名必要です
- 市町村・県民税が課税されている成年者であること
- 多額の負債がなく、破産手続き等法的整理中でないこと

5. 返還免除と返還

滋賀県内の保育所等へ 2年間従事した場合、 全額返還免除となります

- 滋賀県内の保育所等において週20時間以上保育業務に従事し、かつ2年以上引き続き従事したとき、全額返還免除となります
- 返還免除の要件を満たさなかった場合は、全額返還となります

全額返還の場合

返還期間: 返還事由が発生した日の翌月から貸付期間の2倍に相当する期間内

返還方法: 一括・月賦・半年賦(繰上返済も可能)

申請に必要な書類

就職準備金貸付

- 1 就職準備金貸付申請書【様式第1号】
※購入物の領収書またはレシート(原本)を添付した資金使途疎明貼付台紙(WEBサイトよりダウンロード可能)の作成提出も必要
- 2 同意書
※借受人と連帯保証人予定者の自署。捺印・代筆不可
- 3 保育業務従事(予定)証明書【様式第25号】
- 4 保育士証の写し
※保育士証の氏名が旧姓の場合は変更するか、旧姓が確認できる書類(戸籍謄本(原本)or改姓手続き後の運転免許証(裏表とも/表面に旧姓の記載あるもの)のコピー)を添付して旧姓の保育士証で一旦ご申請いただき、後日、改姓後の保育士証も提出してください
- 5 世帯全員の記載がある住民票の原本
※発行後3か月以内
※続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- 6 連帯保証人の〈令和8年度 市町村・県民税の課税〉の有無がわかるもの
※課税証明書原本or市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し。いずれも令和8年度(令和7年分)に限る
※源泉徴収票の写しや確定申告書(第一表、第二表)の写しは不可
- 7 直近前職の離職日の確認できる書類の写し
※離職票、前職の離職日が記載されている源泉徴収票、退職証明書等の写しなど

保育料の一部貸付

- 1 保育料一部貸付申請書【様式第1号】
- 2 同意書
※借受人と連帯保証人予定者の自署。捺印・代筆不可
- 3 保育業務従事(予定)証明書【様式第25号】
- 4 保育士証の写し
※保育士証の氏名が旧姓の場合は変更するか、旧姓が確認できる書類(戸籍謄本(原本)or改姓手続き後の運転免許証(裏表とも/表面に旧姓の記載あるもの)のコピー)を添付して旧姓の保育士証で一旦ご申請いただき、後日、改姓後の保育士証も提出してください
- 5 世帯全員の記載がある住民票の原本
※発行後3か月以内
※続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないもの
- 6 連帯保証人の〈令和8年度 市町村・県民税の課税〉の有無がわかるもの
※課税証明書原本or市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書の写し。いずれも令和8年度(令和7年分)に限る
※源泉徴収票の写しや確定申告書(第一表、第二表)の写しは不可
- 7 保育所入所決定通知書および保育料決定通知書の写し(各市町村公印があるもの)
※借用希望開始月からの保育料決定通知書の写しが必要

就職準備金貸付と保育料の一部貸付を併用希望の場合、上記2~6の書類は1部の提出で結構です